

(1) 令和4年度の取組方針

令和4年度は、昨年度の検討を継続するとともに、建築確認におけるBIMの活用推進に向け、以下内容に関する検討に着手

[一般建築] 作業部会

- 1. 審査に適したBIMビューアソフトウエア仕様の検討継続
- 2. 国土交通省 **建築BIM推進会議 及び 各部会との連携**した取組み、 BIM活用に係る課題検討等
- 3. 建築確認における**BIM活用の在り方検討**

[戸建住宅等] 作業部会

- 1. 戸建住宅等の審査に適したBIMビューアソフトウエアの仕様検討
- 2. BIM講習会支援を通じ、協議会成果の普及を推進
- 3. 建築確認における**BIM活用の在り方検討**

1. 審査に適したビューアソフトウエア仕様検討【継続】

1)-1 審査機序に対応した情報の抽出方法とその表現方法の検討

表:検証項目(過年度より継続)※赤字は今年度優先度が高い項目

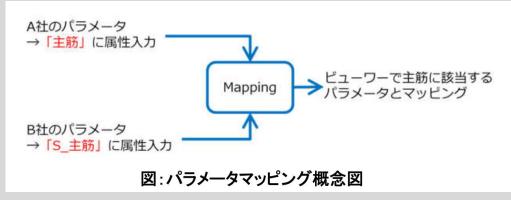
分野	検証				
	1)法52条 容積率、法53条 建蔽率				
辛尼	2)法28条 採光•換気、法35条 排煙				
意匠	3)令112条 防火区画、令114条 防火上主要な間仕切壁				
	4)確認申請書				
##:/生	1)計算書と構造図の整合性				
構造	2)構造図間の整合性				
	1)法28条,法28条の2 換気設備				
設備	2)法33条 避雷針設備				
	3)令112条 防火区画 令114条 防火上主要な間仕切壁の貫通措置(幹線の防火区画貫通部措置)				
関連	【新規】省エネ基準関係(設備WGより検討開始)				

[一般建築] 作業部会

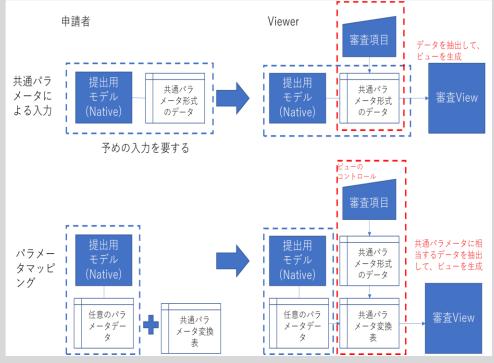
(2) 令和4年度の活動内容

1.審査に適したビューアソフトウエア仕様検討【継続】

1)-2 BIMモデルを閲覧する場合に参照する情報の定義 設計者が個々に作成したBIMモデルから、審査上必要な属性情報をビューア側の制御により 抽出し、同じ属性情報であると認識できるか検証する。 検証するサンプルモデルは、過年度作成したBIMモデルを使用予定。



パラメータマッピング概念図(令和2年度報告書より抜粋)



1. 審査に適したビューアソフトウエア仕様検討【継続】

1)-3 建築研究所が提供するプロトタイプ(改良版)による検証と、課題整理

表-検証用環境【継続】

 項目
 概要

 BIMビューア
 建築研究所が開発したものを借用

 クラウドベースで動作/Autodesk Forge (開発環境) / Revitモデル、IFCモデル対応

 Revitモデル、IFCモデル対応







1. 審査に適したビューアソフトウエア仕様検討【継続】

1)-3 建築研究所が提供するプロトタイプ(改良版)による検証と、課題整理

◆検証内容

- ・審査用BIMビューアを活用した審査方法と、紙・PDFによる図面審査の方法を比較し、検証する。
- ・検証項目に応じ、必要となる審査内容の表示する。
 - ① 審査内容の視認
 - ② 数的判断に係る表示等

◆設定条件

・設計者と審査者の双方が、その評価を行う。

[一般建築]作業部会

(2) 令和4年度の活動内容

国土交通省建築BIM推進会議及び各部会との連携した取組み、 BIM活用に係る課題検討等

部会2 確認申請情報の表現反映、図面に明示すべき事項の協議

・部会3の令和3年度成果を基に、部会2が意匠・構造・設備の標準パラメータへの実装を検討し、必要に応じて部会3と協議する。

部会 5 データ連携環境の整備、データ真正性を確保した申請システムの検討

- ・部会 5の共通データ環境における検討結果を踏まえ、部会 3 と部会 5 による 確認申請IFCデータの取り扱いについて協議する予定である。
- ・部会5のBIMデータの真正性の検討結果を踏まえ、協議する予定である。

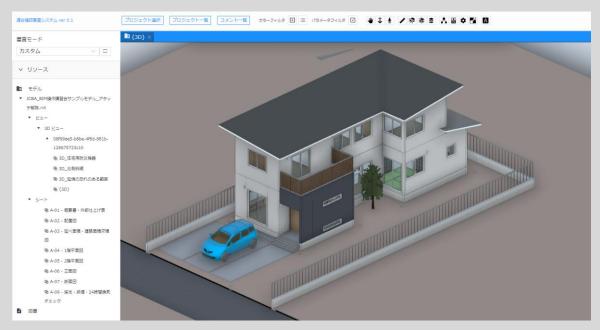
[戸建住宅等] 作業部会

(2) 令和4年度の活動内容

1. 戸建住宅等の審査に適したBIMビューアソフトウエア仕様検討

表-検証用環境【一般建築と同様】

項目	概要
BIMビューア	建築研究所が開発したものを借用 ・クラウドベースで動作/Autodesk Forge(開発環境)/ Revitモデル、IFCモデル対応



◆サンプルモデル概要

用途 戸建住宅 階数 地上2階

構造種別 木造(4号特例対象)

2. BIM講習会支援を通じた普及を推進

昨年度作成のサンプルモデルを活用し、 BIM確認審査マニュアルを作成する。

対象ソフト: Archicad、GLOOBE、 Revit、Vectorworks



審了	查対象項	頁目リン	< }		本講習のBIMソフトによる確認対象項目	
	条	項	内容	チェック	等查根要	
1	法第19条		敷地の衛生及び安全		□敷地と敷地の接する土地等との高低差 □ただし書き	
2	法第28条第3項		居宝の換気		火気使用室の換気設備:V=(40・30・20)K (適用除外):6kW以下・換気上有効な関ロ音	
3	法第28条の2		石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の 措置		□使用材料 天井裏等:□使用材料 □ 密層 □通気止め □空気圧 □換気回覧 □換気経路 □換気能力 □縮気口 □減 除外(告示273号第2二~四号)	
4	法第35条の2		特殊建築物等の内装		□火気使用室(□一体の室)	
5	法第40条		地方公共団体の条例による制限の附加		□条例	
6	法第41条の2		適用区域			
7	法第43条		敷地等と道路との関係			
8	法第44条		道路内の建築制限			
9	法第48条		用途地域等			
10	法第52条		容積率		□都市計画 □道路幅員	
11			敷地面積		□配置図と形状が整合 □2項道路の後退分を敷地面積から除外	
12			床面積	0	用放性:□外部館下 □パルコニー □t ティ □ポーチ □寄付 □庇下 出窓:□ 寸法 □床面からの高さ □窓の大きさ □ 状	
13	法第53条		建蔽率		□都市計画 □条例	
14			建築面積		不算入部分:□はね出し等 □高い開放性 □地階で地盤面下1m以下 計算結果 :□水積図と平面図の整合 外壁後进:□無 有(□1.0m □1.5m □	
15	法第54条		第一種低層住居専用地域等内における外壁の後退距 離 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ		m) 令135条の22: □一号 □二号 ⇒ □ 効寸法記入 高さ限度: □無 □有(□10m □12m □	
16	法第55条		の限度		m)	
17	法第56条		建築物の各部分の高さ			
18		一号	道路斜線		後退距離:□有 □無 → 令130条の12()号適用※建築設備も対象となる 2以上の道路:□有 □無 敷地と道路の高 差:□有 □無	
19		三号	北側紅線	0	□無 □有 方位 :□真北方向 地盤面 :□地盤面の確認 地盤面と北側隣地の高低差:□有 □無	
20	法第61条		防火地域及び準防火地域内の建築物		防火設備:□開口部 設備開口:□FD □防火覆い □令第136条の2	
21	法第62条		屋根		□屋根(令136条の2の2)	
			建築基準期保保定			
_	Sarah St. Ann.			-		
1	消防法第9		大を使用する設備、器具等に関する規制 かな用性が適用の20mmよりながあります。		□火災予防条例□火災予防条例□住宅用防災機器(設置	
2	消防法第9		住宅用防災機器の設置および維持に関する基準		置)	
3	ガス事業法第162条				□ガス消費機器の基準適合	
4	水道法第16条 下水道法第10条第1		給水装置の構造および材質の基準		□給水装置の構造および材質の基準適合 □公共下水道の排水区域内に設置する排	
5	項		公共ト水道の排水区域内に設置する排水設備		設備の基準適合	
6	下水道法	第10条第	排水設備の設置基準に関して他法令の規定によるほか 政令で定める技術基準		□排水設備の設置基準に関して他法令の対 定によるほか政令で定める技術基準適合	

マニュアル作成の審査項目例

- 1. 延焼の恐れのある部分の開口部 (法第61条)
- 2. 換気対策 (法第28条の2)
- 3. 住宅用防災機器(消防法第9条の2) 換気設備(法第28条の2)
- 4. 北側斜線(法第56条1項三号)

3. 建築確認におけるBIM活用の在り方検討

- ◆検討体制
 - 一般建築、戸建住宅等の各部会に 建築確認におけるBIM活用の在り方検討WGを新設
- ◆検討項目
- ・設計者、審査者双方のBIM活用による確認申請の メリットの探求
- ・BIM審査による**建築確認審査の効率化に向けた 在り方の検討**
- ・BIM確認申請のロードマップ(素案)の検討

3. BIMを活用した建築確認検査の実施

🥝 国土交通省



BIM及び属性情報を用いて、より効率的かつ的確な建築確認検査を実施するため、BIMから生成する2D図面を用いる手法の整備を図るとともに、BIM審査・検査及びAI、IoT機器との連携など、より高度な活用を目指し、検討・実践を進める。

3110 1 1711 2 1711 2 1711											
検討事項 検討事項	概要	主な	工程表								
八四子头		関係委員等※	工程1	工程2	工程3						
3-1.BIM2D審査	BIMモデルから2次元図面を作成 する手法の整備及びBIM+2次 元図面を用いた審査の実施	建築確認における BIM活用推進協議 会(日本建築セン ター等) + 関係団体	検討 試行) 実	装						
3-2.ビューワー	BIMを用いて審査を行うための ビューワーソフトの仕様を規定し、 開発を進める	建築確認における BIM活用推進協議 会(日本建築セン ター等) + 関係団体	検討	行	実装						
3-3.BIM審查	BIMモデルを用いて建築確認審査を実施(あわせて関係法令を整備等)	建築確認における BIM活用推進協議 会(日本建築セン ター等)+関係団体	検討	》 試行	実装						
3-4.BIM検査	中間検査・完了検査をBIMモデ ルを用いて実施	建築確認における BIM活用推進協議 会(日本建築セン ター等) + 関係団体	 検討 ↑	》試行 〉	実装						
3-5.AI審査·検査	建築確認情報のデジタル化手法 を検討し、AIを活用したより効率 的な建築確認、IoT機器を活用 したより効率的な中間検査・完了 検査を実施	建築確認における BIM活用推進協議 会(日本建築セン ター等)+関係団体	2.BIMモデルの	検討・試形状と属性情報の標準							

ては、取組を行っている団体を、現在まだ手がつけられていない内容については、主体的に関わると考えられる団体を記載しているもの。

第13回建築BIM環境整備部会資料より抜粋

現在の進捗線 --- 先進的な取組事例

⇒国土交通省「建築BIMの将来像と工程表」の改訂に向けた検討を行う。